

明 下 総 第 20 号

2021年(令和3年)5月11日

明石市長 泉 房穂

(公印省略 都市局下水道室下水道総務課)

### 大久保浄化センター清涼飲料水自動販売機設置業者の公募について

大久保浄化センターにおける清涼飲料水自動販売機（以下「自動販売機」という。）について、設置業者を公募しますので、希望される方は、下記により応募してください。

#### 1 設置場所等の概要

##### (1) 設置場所

明石市大久保町八木 742 番地の 5 大久保浄化センター

①管理本館東隣

②グラウンド入口

※ 別図参照

##### (2) 設置面積

①及び②ともに幅 1.2m・奥行 0.8m=0.96 m<sup>2</sup>

##### (3) 公募する自動販売機数

設置場所ごとに 1 台

##### (4) 設置期間

令和 3 年 6 月 1 日から令和 4 年 5 月 31 日まで

ただし、設置業者が引き続き設置を希望し、行政財産使用許可が更新される場合は、最長 5 年間に於いて設置できるものとします。

#### 2 参加要件（応募者は、次のすべての要件に該当する者とします。）

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。

(2) 明石市契約規則（平成 5 年規則第 10 号）第 3 条の規定に該当しないこと。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りではありません。

(4) 明石市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から開札日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとします。

(5) 公告日において納期限が到来している明石市税（※）を開札日の前日までに完納していること。

※ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ徴収猶予の「特例制度」を受けてい

るもの（猶予期限を過ぎていないもの）及び納付期限が延長されたもの（延長された納付期限を過ぎていないもの）を除きます。

- (6) 開札日の前日において、国税（法人税（個人にあつては所得税）並びに消費税及び地方消費税）（※1）を完納していること。また、落札者となった場合は、契約締結期限までの間に、国税の滞納がないことを証する納税証明書（※2）を提出できること。

※1 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ納税の猶予の特例を受けているもの（猶予期限を過ぎていないもの）を除きます。

※2 納税の猶予の特例を受けている場合は、国税（法人税（個人にあつては所得税）並びに消費税及び地方消費税）の納税証明書その1（直近2年分）

- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる項目のいずれにも該当しないこと。
- (8) 明石市広告掲載基準第4条による事業者でないこと。
- (9) 明石市における過去の自動販売機設置業者の公募において落札者又は落札業者に決定していながら、辞退等で設置日までに当該飲料水自動販売機を設置しなかった者又は業者でないこと。
- (10) 事故・故障等の際、自己の責任において即時対応でき、かつ相応の補償能力があること。

### 3 設置条件

#### (1) 運営方法

設置業者は、自ら自動販売機を設置し、管理してください。また、第三者に下請けさせ、もしくは委任しないでください。

#### (2) 設置可能な自動販売機

ア アルコール類（アルコール類に準じる飲料水を含む）を販売しないもの。

イ 明石市広告掲載指針第3条及び明石市広告掲載基準第5条に抵触しないデザインのもの。

ウ 故障時等の連絡先を明記したもの。

エ 本市の施設として、良質な清涼飲料水を低廉な価格で提供できるもの。

オ ペットボトル入り飲料を可能な限り削減したもの。

#### (3) 施設使用

設置業者は、自動販売機設置場所として使用する部分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に基づき、行政財産使用許可を受けて使用してください。

#### (4) 設置料

明石市が設定する予定価格以上で、かつ、最高金額をもって有効な価格の入札をおこなった金額を設置料とします。なお、設置料には行政財産使用料を含み、協定締結に際しては、入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額をもって月額設置料とします。

支払方法は毎月払いとし、月初の請求により当月 20 日までに納入してください。

(5) 光熱水費等

光熱水費、設備の消耗品及び清掃等の費用については、全額を設置業者の負担とします。電気料金については、設置業者の負担において自動販売機ごとに電力量子メーターを設置し、指示値により計測した使用量に、電気料金単価（明石市が「電気料金単価算出表」で算出した単価で、年度毎に変動します。令和 3 年度参考値：税込 15.98 円/kwh）を乗じて得た額とします。光熱水費の支払方法は、設置料と同様とします。

(6) 使用上の制限

ア 設置業者は、庁舎の一部を使用していることを十分認識し、常に良好な状態で使用してください。

イ 空缶・ペットボトル等の回収容器を設置し、定期的に回収してください。

ウ 空缶・ペットボトル等が多量に発生した場合は、臨時的に回収してください。

エ 自動販売機設置以外の用途に使用しないでください。

オ 原状を変更する場合には、明石市の許可を受けてください。

(7) 損害賠償

設置業者の責任により使用物件の全部又は一部に損害を与えたときは、設置業者は、明石市に対し損害額に相当する金額を賠償するものとします。

(8) 許可の取り消し

明石市において公用又は公共用に供するため設置場所を必要とするとき、又は設置業者が設置条件に違反したときは、明石市は設置許可を取り消すことができるものとします。設置業者は、この場合に生じた損失を明石市に請求することはできません。

(9) 原状回復

設置業者は、設置期間が満了したとき、又は使用許可を取り消されたときは、自己の責任において市の指定する期日までに自動販売機を撤去し、使用場所を原状に回復してください。なお、設置業者が原状回復の義務を履行しないときは、使用者の負担において明石市が行います。

(10) 有益費等の請求権放棄

設置業者は、設置期間が満了したとき、又は行政財産使用許可を取り消されたときは、自動販売機設置に投じた改良及び修繕によって生じた有益費、その他一切の費用は請求することはできません。

(11) 転貸等の禁止

設置業者は、設置場所を他の者へ譲渡し、委託し、転貸し、又は担保にすることはできません。

(12) 届出等の義務

ア 設置業者は、代表者及び団体名称等に変更があった場合は、書面により遅滞なく届け出てください。

イ 設置業者は、毎月の販売数を書面により速やかに報告してください。

(13) 事故・故障等の処理

設置業者は、設置期間中において発生した事故・故障等については、設置者の責任において処理してください。

4 公募に関する質問及び回答

(1) 募集内容に関し、質問しようとする者は、下記期間内にファクシミリにより都市局下水道室下水道総務課へ質問書（指定様式）により提出してください。

令和3年5月11日（火）から令和3年5月12日（水）午後1時まで

FAX 078-934-9622

明石市都市局下水道室下水道総務課 大久保浄化センター清涼飲料水自動販売機設置業者公募担当者 宛

(2) 質問に対する回答

令和3年5月13日（木）午後1時から明石市のホームページにおいて公表します。

5 応募方法

応募する者は、令和3年5月13日（木）午後1時に市のホームページに掲載する自動販売機設置業者募集に関する質問及び回答を確認の後、以下の方法により応募してください。また、応募される前に、設置場所の確認をしてください。現場説明会はありません。

(1) 次に掲げる書類を角2封筒等のA4サイズが折らずに入るものに封かんし、封筒の表面に宛名シール（指定様式）を貼り付けてください。

ア 制限付一般競争入札参加申請書（指定様式）

イ 入札書（指定様式）

ウ 販売を予定する清涼飲料水の品目リスト

エ 設置予定の自動販売機の寸法がわかる資料と、外観写真（2面以上）  
（カタログのコピーは可とします。但し、カラーコピーに限ります。）

オ 個人事業者にあつては、現在の経営規模（氏名、商号、事業開始年月日、元入金額、従業員数、売上高）、事業内容、所在地を明記した書類

カ 法人登記簿謄本又は住民票謄本（写）

キ 国税完納証明書（写）（公告日以降に発行されたものに限ります。）

個人の場合にあつては、その3の2（申告所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと）、法人の場合にあつては、その3の3（法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと）、納税の猶予の特例を受けている場合にあつては、その1（納税の猶予の特例を受けていることが分かるもの。直近2年分の法人税（個人にあつては所得税）並びに消費税及び地方消費税の納税証明書）を提出してください。

ク 明石市税完納証明書（写）（明石市税を納付する義務がない者は不要です。）

ケ 自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した暴力団排除に関する誓約書（年額（入札金額の12か月分）が200万円を超える場合に限りです。）

(2) 封筒の提出については、持参は認めません。必ず、下記により書留等（簡易書留も可）の郵便局が配達し、明石市が受理した事実の証明が可能な方法にて郵送してください。

ア 都市局下水道室下水道総務課への郵便物の必着期限は、令和3年5月18日（火）です。この必着期限を過ぎて到着したものは受理しません。

また、郵便事故等により申請書類等が提出先に到着しなかったことに対する異議を申し立てることはできません。

イ 郵便物提出日中に、ファクシミリにより都市局下水道室下水道総務課へ参加確認書（指定様式）を送付してください。

FAX 078-934-9622

都市局下水道室下水道総務課 大久保浄化センター清涼飲料水自動販売機設置業者公募担当者 宛

## 6 入札方法及び契約方法

(1) 入札金額は、月額設置料の110分の100で記載して下さい（税抜で記載）。

協定締結に際しては、落札金額に10%を加算した額で行います。

なお、1円未満の端数は、この金額において切り捨てます。

(2) 予定価格（最低設置料）

各設置場所における予定価格（最低設置料）は以下のとおりです。入札にあたっては、各設置場所の予定価格（最低設置料）を下回らないよう注意してください。下回った場合は無効となります。

① 管理本館東隣 1,000円（税抜）

② グラウンド入口 3,000円（税抜）

(3) 月間平均販売本数実績（令和2年4月～令和3年3月）

① 管理本館東隣 200本

② グラウンド入口 574本

(4) 契約は設置場所ごとに行います。また、複数の設置場所についての入札をすることは可能ですが、一つの設置場所に対して応募者が入札できる数は一つとします。

## 7 設置業者選定方法

自動販売機設置場所ごとに開札を行い、最高金額をもって有効な開札をおこなった応募者を設置業者とします。なお、最高価格の応募が2者以上ある場合は、当該応募者立会いのもと、くじにより選定します。また、販売品目の売値（値下げ）等は、審査の対象とはしません。

## 8 開札日時及び場所

日時 令和3年5月19日（水） 午前9時30分  
場所 大久保浄化センター 管理本館2F 会議室

9 開札結果の公表

令和3年5月20日（木）から市のホームページにおいて公表します。

10 その他

応募申請に係るすべての費用は、応募者の負担とします。また、提出されたすべての申請書類等についても、審査結果にかかわらず一切返還しませんのでご了承ください。